

第1章 調査の概要

第1節 調査の内容

1 調査の目的

派遣期間の延長や物の製造の業務への解禁等を内容とする労働者派遣法の改正（平成16年3月1日施行）が行われたことから、今後さらに派遣労働者が増加し、その就業の実態も大きく変わっていくことが予想される。このため、事業所における派遣労働者の業務内容や派遣期間等を、また、派遣労働者の就業の経歴や就業条件等を把握し、もって職業安定行政の円滑な実施の基礎資料とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、下表に掲げる地域を除く。

都道府県	除外される地域
北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡及び利尻郡
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
島根	隠岐郡
長崎	福江市、西彼杵郡崎戸町大字平島及び大字江島、北松浦郡小値賀町及び宇久町、南松浦郡、壱岐市、対馬市
鹿児島	名瀬市、西之表市、鹿児島郡三島村及び十島村、薩摩郡のうち里村、上甕村、下甕村及び鹿島村、熊毛郡、大島郡
沖縄	国頭郡伊江村、島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡伊良部町及び多良間村、八重山郡

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく次に掲げる14大産業とする。

- | | | |
|---|----------|------------|
| ア 鉱業 | イ 建設業 | ウ 製造業 |
| エ 電気・ガス・熱供給・水道業 | オ 情報通信業 | カ 運輸業 |
| キ 卸売・小売業 | ク 金融・保険業 | ケ 不動産業 |
| コ 飲食店、宿泊業 | サ 医療、福祉 | シ 教育、学習支援業 |
| ス 複合サービス事業 | | |
| セ サービス業（他に分類されないもの）（ただし、家事サービス業、労働者派遣業及び外国公務を除く。） | | |

(3) 調査対象

ア 事業所調査

平成13年事業所・企業統計調査を母集団として、上記（2）に掲げる産業に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所のうちから、層化無作為抽出した14,176事業所。

イ 派遣労働者調査

上記アの事業所調査の調査対象事業所において就業している派遣労働者のうち、各層ごとに定められた抽出率により抽出した派遣労働者24,729人。

3 調査事項

(1) 事業所調査

ア 事業所の属性（所在地、名称、主な事業の内容）

- (ア) 事業所の常用労働者数
- (イ) 事業所が属する企業全体の常用労働者規模
- (ウ) 事業所の形態
- (エ) 1年前と比べた常用労働者数の変化

イ 派遣労働者の就業状況

- (ア) 派遣労働者の就業の有無
- (イ) 派遣労働者数
- (ウ) 就業している派遣労働者の業務
- (エ) 1年前と比べた派遣労働者数の変化
- (オ) 派遣労働者を就業させる理由

ウ 派遣労働者の契約期間

- (ア) 派遣業務別派遣期間別派遣契約の件数
- (イ) 派遣業務別通算派遣期間別派遣契約の件数

エ 派遣労働者への措置

- (ア) 選任している派遣先責任者の人数
- (イ) 派遣労働者に対する教育訓練・能力開発の実施の有無、内容
- (ウ) 労働者派遣契約の中途解除の有無、理由

オ 派遣労働者からの苦情の件数、内容、解決状況

カ 今後3年間の派遣労働者の受入れ方針

キ 派遣労働者がいない事業所の状況

- (ア) 派遣労働者を受け入れない理由
- (イ) 今後3年間の派遣労働者の受入れ方針

ク 今後、派遣労働者を積極的に利用していきたい業務

ケ 直接雇用の状況

コ 紹介予定派遣制度の利用状況

- (ア) 制度の利用状況、今後の利用方針
- (イ) 過去1年間の紹介予定派遣者数
- (ウ) 直接雇用された労働者数

サ 請負労働者の状況

- (ア) 請負労働者の有無
- (イ) うち物の製造を行っている者の有無及び人数
- (ウ) 請負労働を派遣労働に置き換える予定

(2) 派遣労働者調査

- ア 個人の属性(性、年齢、最終学歴)
- イ 派遣就業に関する属性
 - (ア) 派遣の種類(登録型、常用雇成型)
 - (イ) 登録している派遣元事業所数
 - (ウ) 派遣労働者として働いてきた通算期間
 - (エ) これまで働いてきた派遣先の数
- ウ 現在の派遣就業に関する状況
 - (ア) 現在行っている派遣業務
 - (イ) 技術・技能の習得方法
 - (ウ) 派遣元との雇用契約の期間
 - (エ) 同一業務に継続している期間
 - (オ) 同一業務の雇用契約の更新回数
- エ 労働条件
 - (ア) 残業の程度
 - (イ) 臨時出勤の程度
 - (ウ) 年次有給休暇付与の有無、取得状況
 - (エ) 賃金の時間給換算額
 - (オ) 諸手当等の支給状況
- オ 派遣労働に対する考え方
- カ 紹介予定派遣の周知状況、利用希望の有無
- キ 苦情申出の有無、内容、解決状況
- ク 派遣元及び派遣先への要望の有無、内容

4 調査の対象期日及び実施期間

事業所調査は、平成16年8月31日現在の状況について、平成16年9月1日から9月15日までの間に行った。

派遣労働者調査は、平成16年9月30日現在の状況について、平成16年9月16日から10月15日までの間に行った。

5 調査機関

(1) 事業所調査

(配付) 厚生労働省大臣官房統計情報部→調査対象事業所(郵送)

(取集) 調査対象事業所→都道府県労働局→厚生労働省大臣官房統計情報部

(2) 派遣労働者調査

(配付) 都道府県労働局→公共職業安定所→統計調査員→派遣労働者調査対象事業所→調査対象派遣労働者

(取集) 調査対象派遣労働者→厚生労働省大臣官房統計情報部(郵送)

6 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において集計した。

第2節 標本設計

1 調査対象の抽出

(1) 母集団

母集団は、平成13年事業所・企業統計調査の主要14大産業に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所及び同事業所に就業している派遣労働者を母集団とした。

(2) 抽出区分

ア 事業所調査

産業（18区分）、事業所規模（3区分）、地域別（4区分）に無作為抽出。

イ 派遣労働者調査

上記アで抽出された事業所に就業している派遣労働者について、産業、事業所規模、地域別に無作為抽出。

(3) 目標精度

ア 事業所調査

抽出事業所数は、以下の算式を用いて、ある特性を持つ事業所割合の標準誤差が、産業別（製造業、卸売・小売業、サービス業は中分類をとりまとめたもの、他は大分類）に2.5%以内、かつ地域別及び産業別に7.0%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}}$$

C ：目標精度

N ：母集団事業所数

n ：標本事業所数

p ：ある特性を持つ事業所割合（=0.5）

イ 派遣労働者調査

抽出派遣労働者数は、以下の算式を用いて、ある特性を持つ派遣労働者割合の標準誤差が、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、飲食店、宿泊業、複合サービス事業については、4.5%以内、その他の産業（製造業、卸売・小売業、サービス業は中分類をとりまとめたもの、他は大分類）については、3.0%以内、かつ産業計で4.0%以内、かつ地域別及び産業別に6.0%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}} \cdot \sqrt{2}$$

C ：目標精度

N ：母集団派遣労働者数

n ：標本派遣労働者数

p ：ある特性を持つ派遣労働者割合（=0.5）

$\sqrt{2}$ ：集落抽出に係る補正係数

2 結果の推計及び標準誤差

(1) 推計方法

事業所調査における「ある特性を持つ事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h = 1, \dots, L$: 層

N_h : 第 h 層における母集団事業所数

$$N = \sum_{h=1}^L N_h$$

n_h : 第 h 層における標本事業所数

X_{hi} : 第 h 層の第 i 事業所におけるある特性の有無 (特性があれば「1」、なければ「0」)

このとき、推計値 \bar{X} は、

$$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

で与えられる。

(2) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根 (標準誤差) で与えられ、調査項目によって異なる。

例えば、事業所調査における「派遣労働者が就業している事業所割合」の推計値の場合、その分散は、

$$\hat{V}(\bar{X}) = \frac{1}{N^2} \sum_{h=1}^L N_h (N_h - n_h) \left(\frac{\text{Var}(X_h)}{n_h} \right)$$

で与えられる。ただし、

$$\bar{X}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi} \quad , \quad \text{Var}(X_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2$$

である。

派遣労働者が就業している事業所割合の標準誤差は次の表のとおりである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍ずつの幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値 (真値) が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

派遣労働者が就業している事業所割合の標準誤差

産業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調査産業計	31.5	1.6
鉱業	11.8	3.0
建設業	22.5	5.1
製造業	38.5	2.5
消費関連製造業	31.6	5.2
素材関連製造業	44.7	4.1
機械関連製造業	39.3	3.8
電気・ガス・熱供給・水道業	23.2	3.5
情報通信業	50.3	5.2
運輸業	25.7	5.4
卸売・小売業	30.3	4.1
卸売業	42.1	4.2
小売業	22.8	6.1
金融・保険業	63.8	5.4
不動産業	48.6	5.2
飲食店、宿泊業	25.2	10.3
医療、福祉	17.4	1.8
教育、学習支援業	32.4	4.5
複合サービス事業	16.1	3.0
サービス業	27.5	3.2
生活関連サービス業	30.7	5.8
事業関連等サービス業	25.6	3.8

3 集計数及び回答率

事業所調査 : 集計数 8,219 有効回答率 58.0%
 派遣労働者調査 : 集計数 14,021 有効回答率 56.7%

第3節 用語の説明

1 「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づいて派遣元事業所から派遣されている者をいう。

「登録型」とは、派遣元が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者を派遣する際に登録されている者の中から期間を定めて雇用し派遣を行う形態をいう。

「常用雇用型」とは、派遣元に常用労働者として雇用されている形態をいう。

2 「政令で定める 26 業務」

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条には、派遣受入期間の制限を受けない業務として、以下に掲げた〈政令で定める 26 業務〉を定めている。〈政令で定める 26 業務〉に掲げる各番号は、政令第4条の号番号を表している。

- | | | |
|--------------------------|-----------------------|--------------------|
| (1) ソフトウェア開発 | (2) 機械設計 | (3) 放送機器等操作 |
| (4) 放送番組等演出 | (5) 事務用機器操作 | (6) 通訳、翻訳、速記 |
| (7) 秘書 | (8) ファイリング | (9) 調査 |
| (10) 財務処理 | (11) 取引文書作成 | (12) デモンストレーション |
| (13) 添乗 | (14) 建築物清掃 | (15) 建築設備運転、点検、整備 |
| (16) 案内・受付、駐車場管理等 | (17) 研究開発 | (18) 事業の実施体制の企画、立案 |
| (19) 書籍等の制作・編集 | (20) 広告デザイン | (21) インテリアコーディネータ |
| (22) アナウンサー | (23) OAインストラクション | (24) テレマーケティングの営業 |
| (25) セールエンジニアの営業、金融商品の営業 | (26) 放送番組等における大道具・小道具 | |

3 「紹介予定派遣」

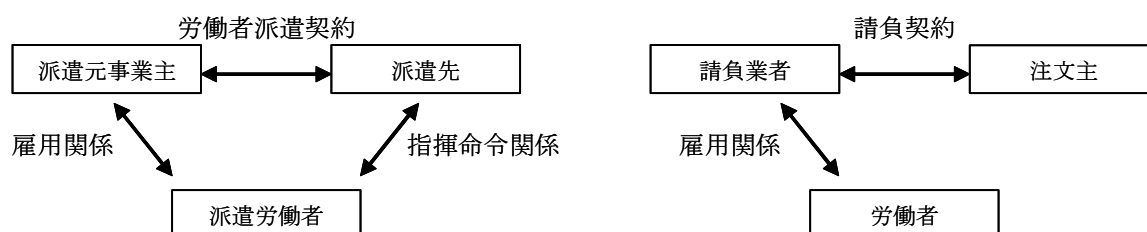
労働者派遣のうち、派遣元事業主が労働者派遣の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、許可を受け又は届出をして職業紹介(派遣労働者と派遣先との間の雇用関係の成立のあつせん)を行い、又は行うことを予定するものをいう。

ただし、派遣先及び派遣労働者の求人・求職の意思等を確認して職業紹介が行われるものであり、当該意思等のいかんによっては職業紹介が行われないこともある。また、職業紹介の結果、派遣労働者が派遣先に採用されないこともある。

派遣労働者と請負労働者との違い

「派遣労働者」とは、派遣元と雇用関係があり、派遣先とは指揮命令を受ける関係にある労働者をいう。派遣元と派遣先は労働者派遣契約を結ぶ。

「請負労働者」とは、請負業者と雇用関係があり指揮命令を受ける関係にあるが、注文主から指揮命令を受ける関係にはない労働者をいう。請負業者と注文主は請負契約を結ぶ。



第4節 調査結果利用上の注意

1 次の産業について集計に当たって用いた産業区分は、日本標準産業分類の中分類を次のとおりまとめたものである。

F 製造業

消費関連製造業

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 09 食料品製造業 | 10 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 11 繊維工業 | 12 衣服・その他の繊維製品製造業 |
| 14 家具・装備品製造業 | 16 印刷・同関連業 |
| 21 なめし革・同製品・毛皮製造業 | 32 その他の製造業 |

素材関連製造業

- | | |
|----------------|------------------|
| 13 木材・木製品製造業 | 15 パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 17 化学工業 | 18 石油製品・石炭製品製造業 |
| 19 プラスチック製品製造業 | 20 ゴム製品製造業 |
| 22 窯業・土石製品製造業 | 23 鉄鋼業 |
| 24 非鉄金属製造業 | 25 金属製品製造業 |

機械関連製造業

- | | |
|---------------|-----------------|
| 26 一般機械器具製造業 | 27 電気機械器具製造業 |
| 28 情報通信機械器具 | 29 電子部品・デバイス製造業 |
| 30 輸送用機械器具製造業 | 31 精密機械器具製造業 |

J 卸売・小売業

卸売業

- | | |
|------------|---------------------|
| 49 各種商品卸売業 | 50 繊維・衣服等卸売業 |
| 51 飲食料品卸売業 | 52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 |
| 53 機械器具卸売業 | 54 その他の卸売業 |

小売業

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 55 各種商品小売業 | 56 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| 57 飲食料品小売業 | 58 自動車・自転車小売業 |
| 59 家具・じゅう器・機械器具小売業 | 60 その他の小売業 |

Q サービス業（他に分類されないもの）

生活関連サービス業

- | | |
|-----------------|------------------|
| 82 洗濯・理容・美容・浴場業 | 83 その他の生活関連サービス業 |
| 84 娯楽業 | 86 自動車整備業 |
| 87 機械等修理業 | |

事業関連等サービス業

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 80 専門サービス業 | 81 学術・開発研究機関 |
| 85 廃棄物処理業 | 88 物品賃貸業 |
| 89 広告業 | 90 その他の事業サービス業（ただし、労働者派遣業を除く。） |
| 92 宗教 | 91 政治・経済・文化団体 |
| | 93 その他のサービス業 |

- 2 地域ブロックの集計に当たって用いた区分は都道府県を次のとおりまとめたものである。
 - 関東 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
 - 東海 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - 近畿 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
 - その他 (上記(関東、東海、近畿)以外の道県)
- 3 構成比は小数点以下第二位を四捨五入としているため、計は必ずしも 100.0 とはならない。
- 4 統計表中「0.0」は、表章単位未満の数値を示す。
- 5 統計表中「*」は、事業所調査では標本事業所数が 2 件以下、
派遣労働者調査では標本派遣労働者数が 9 件以下のため表章しないもの。
- 6 統計表中「-」は、該当数字がないもの。
- 7 統計表中「・」は、統計項目があり得ないもの。